

○岡山市立歴史資料館足守文庫条例施行規則

昭和46年4月24日

市教育委員会規則第17号

改正 平成3年3月28日市教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市立歴史資料館足守文庫条例（昭和46年市条例第88号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員等)

第2条 岡山市立歴史資料館足守文庫（以下「足守文庫」という。）に館長および管理人を置くことができる。

(館長の職務)

第3条 館長は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の命により、文庫の事務を掌理する。

(休館日)

第4条 足守文庫の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは火曜日及び水曜日

(2) 休日の翌日。ただし、その日が日曜日に当たるときは火曜日

(3) 5月6日から5月8日まで。ただし、5月6日が日曜日又は月曜日に当たるときは5月7日から5月10日まで、5月6日が水曜日に当たるときは5月6日から5月8日まで、5月10日及び5月11日、5月6日が金曜日に当たるときは5月6日、5月7日、5月9日及び5月10日、5月6日が土曜日に当たるときは5月6日及び5月8日から5月10日まで

(4) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(5) 教育委員会が必要であると認める日

(入館手続)

第5条 足守文庫に入館しようとする者は、館長に届け出てその許可を受けなければなら

ない。

第6条 この規則に定めるもののほか、足守文庫の管理について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則（平成3年市教育委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。